

那須塩原市農業委員会

# 第 3 3 回総会議事録

令和 5 年 3 月 2 7 日 (月)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和5年3月27日（月）午後1時30分～ 午後2時27分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長職務代理者	2	加藤 拓央	委員	11	菊地 寿行
委員	3	君島 良一	”	12	藤田 一郎
”	1	石崎 清	”	13	高瀬 和夫
”	4	松本 誠治	”	14	松本 忠太
”	5	金田 廣衛	”	15	室井 孝美
”	6	木下 久雄	”	16	江連 節男
”	7	三本木 直人	”	17	槌江 栄作
”	8	秋元 誠	”	18	渡辺 秀一
”	9	大田原 重夫	”	19	島田 晴子
”	10	田淵 徹		20	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号6番木下 久雄委員、7番三本木 直人委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地判断願いについて
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 6) 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 7) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 8) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）
- 9) 報告第3号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について

7. 事務局職員

事務局長	相馬 勇	主事 湯田 雅泉
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

- 議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第33回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員はございません。  
在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議席番号6番木下 久雄委員と、7番三本木 直人委員を指名いたします。
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
- 菊地 寿行委員 議案第1号、番号1番について報告します。  
農地を売買する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、3月18日、午後2時頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市寺子豊岡十字路より南へ500メートルに位置しております。  
譲受人が、申請に至った理由は、譲受人は20年程前から土地を借りて耕作をしております。この度、譲渡人が高齢の為、この土地の管理が難しくなったので売買に至りました。  
経営状況は、水稻307アール、野菜55アールを作付けしており、トラクター3台、コンバイン2台、田植え機1台を所有しています。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。  
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
番号2番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。
- 竹村 文祥委員 議案第1号、番号2番について報告します。  
農地を売買する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、3月11日、午後2時頃、申請地、申請人宅で、申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市一区町東交差点より南東へ約750メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は近くには住んでおらず、高齢で農業はしておらず、相続により取得した為、耕作できない為、水田を貸していたことのある譲受人に畑を買ってもらえないかと相談したところ、話がまとまり今回の申請に至りました。

経営状況は、トラクター3台、田植え機、土壌消毒機、鉄骨ハウス、ビニールハウス等約5000平方メートル。水稲3.7ヘクタール、常時雇用で外国人研修生3人です。

申請地の耕作予定は、自家野菜を検討しています。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員 議案第1号、番号3番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、3月12日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、旧金沢小学校より東へ約300メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は夫婦で水稲、野菜を作付けし農業を経営していましたが、12月に妻が亡くなった為、これからの事を考え、自宅周辺の農地を来年退職する長男に贈与し、農地の有効利用を図るために申請をいたしました。

経営状況は、譲受人は現在勤めていますが、来年退職をする予定で贈与を受けた農地で既存の農業用機械を使用し、水稲、野菜を作付けし、直売所等の出荷で農地の有効利用を図る予定です。

申請地の耕作予定は、水稲、野菜を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番及び5番について、槌江 栄作委員の報告を求めます。

槌江 栄作委員 議案第1号、番号4番について報告します。

農地を交換する申請です。

議案第1号、番号5番と関連します。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、3月14日、午後1時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、アグリパル塩原より北へ約1.4キロメートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は現在譲受人が耕作しており、譲渡人の自宅に隣接する農地と交換することにより、効率的に今後も農地を利用するためです。

経営状況は、トラクター2台、耕運機2台等を所有し、本人と妻で287アールに水稻と野菜を作付けしています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

樋江 栄作委員

議案第1号、番号5番について報告します。

農地を交換する申請です。

議案第1号、番号4番と関連します。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、3月14日、午後1時20分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、アグリパル塩原より北へ約2キロメートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は譲受人との自宅隣接農地であり、現在譲渡人が耕作している農地と交換することにより、今後も効率的に農地を利用するためです。

経営状況は、耕運機を1台所有しており、本人と妻で103アールの農地で水稻と野菜を作付けしています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番及び7番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江 栄作委員

議案第1号、番号6番について報告します。

農地を交換する申請です。

議案第1号、番号7番と関連します。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、3月14日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、接骨木公民館より北東へ約250メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は現在1筆の中に譲受人と譲渡人が地権者となっている状況になります。現在の耕作状況に合わせ名義を整理し、今後も継続的に耕作できるようにするために申請に至ったとのこと。

経営状況は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台等を所有し、本人と家族3人で559アールの農地に水稻、野菜、花木等を栽培しています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付け予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

樋江 栄作委員

議案第1号、番号7番について、報告します。

農地を交換する申請です。

議案第1号、番号6番と関連します。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、3月14日、午前10時15分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、接骨木公民館より南東へ約400メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、申請地は1筆の中に譲渡人と譲受人が地権者となっている状況であり、現在の耕作状況に合わせ名義を整理し、今後も継続的に耕作するためのものです。

経営状況は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台等を所有し、本人と家族3人で608アールの農地に水稻を作付けしています。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号7番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 議案第2号、番号1番について報告します。

昭和51年11月1日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、新たな承継人により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、道の駅那須野が原博物館より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、3月22日、午前9時15分頃に行いました。

変更の理由は、那須塩原市の実家近くで住宅の建築を計画しましたが、仕事の都合で宇都宮市に新たに住宅を建築したため、計画を遂行することが出来ませんでした。今回、新たな承継人より住宅を建築したいとの申し出があり本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員 議案第3号、番号1番について報告します。

賃貸借権の設定により、砂利採取をするための一時転用申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北へ約6.7キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、本件は長年耕作している畑が砂利交じりで、農機具の破損が著しく、作業に苦慮していました。賃貸人と砂利採取を職業としている賃借人が砂利採取後に共同還元土砂などで整地復元することで合意し今回の申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は12ヶ月の賃貸借により申請地において砂利採取を行う計画です。

安定勾配及び十分な保安距離を設け掘削するため、周辺農地への土砂等の流出はありません。

埋戻し土砂については栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証が添付されており、那須町大字寺子乙及び自社の洗浄施設内に確保しております。

現地調査は、3月23日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号1番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号1番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を必要とするため、指令書の交付は砂利採取法と同日となります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

番号2番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員 議案第3号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により、新幹線車両基地を建設するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、厚崎公民館より南へ約400メートル、JR 那須塩原駅より黒磯方面へ約1.8キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、今後の新幹線輸送の更なる安定性向上等のため、現在の那須塩原電流線の機能を増強し、車両、研修設備を整えた新幹線車両基地を整備することです。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にある第1種農地区分、及び周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域にある第2種農地区分が混在しております。

土地収用法その他の法律により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に新幹線車両基地を建設する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は熊川へ放流します。

周囲に幅員10メートル程の道路を設置するため、土砂及び雨水の流出はありません。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、3月23日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号2番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号2番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、4ヘクタールを超える転用となるため、農業委員会の意見を付し県へ進達し、知事が許可決定することとなります。

議長 報告が終わりました。



番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可相当と決し、常設審議会へ諮問後に知事に達いたします。

番号3番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員

議案第3号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により太陽光発電所として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、折戸自治公民館より東へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は太陽光発電用地として、南側に建物や樹木がないことから、候補地の中で最も条件が良く、また長年耕作されておらず、借り手も見つからないことから今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は、そこでしか事業の目的が達成できないものと認められるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に太陽光発電パネル1,380枚を設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は雨水トレンチによる敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、3月22日、午前10時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号3番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長

番号3番について補足します。

本件は常設審議委員会諮問案件となります。審議後に許可決定の交付となります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番及び5番について、島田 晴子委員の報告を求めます。

島田 晴子委員

議案第3号、番号4番について報告します。

売買による所有権の移転により、ゴミステーションを設置するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より北西へ約2.6キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人が管理している分譲地の住民が利用するゴミステーションは、一番遠い東側の住宅から360メートル以上離れた北側に1カ所しかなく、30世帯が利用しており、収集日にはゴミの一部をステーションの外側に置かなければならない状況です。その為、東側住民の為にゴミステーションを新設したいと考え、申請地が最適地であるため申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地にゴミステーションを設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、3月23日、午前10時45分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

島田 晴子委員

議案第3号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、工場の敷地拡張をするための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立日新中学校より南東へ約900メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、市内厚崎に本社及び工場と当該申請地に隣接する第二工場を営んでいます。現在本社工場への進入路が狭く、大型車両の出入りが困難な為、申請地に本社と工場を移転し、第二工場と一体化して業務の効率化を図りたいと考え、工場敷地の拡張をする申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は既存施設の面積の2分の1を超えない範囲の敷地拡張であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に既存の工場を拡張する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲に擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、3月23日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号5番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長

番号5番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となり、審議後に許可決定となります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

番号6番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員

議案第3号、番号6番について報告します。

議案第2号、番号1番の転用許可後の農地転用計画変更事案の所見案件です。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、道の駅那須野が原博物館より北西へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、現在市内アパートに妻と子の三人で居住していますが、アパートでは手狭になった為、住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、当該地を紹介されたので立地条件も良いことから最適地と考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、3月22日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

議案第3号、番号7番について報告します。

地役権の設定により、太陽光発電所への進入路を設置するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より西へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、隣接する太陽光発電事業の工事及びメンテナンスの為、進入路及び電柱設置の為申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供するもので、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えていないため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に太陽光発電所への進入路を設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に盛土し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、3月23日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

番号1番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員 議案第4号、番号1番について報告します。

非農地判断の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、道の駅湯の香塩原より南へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、3月22日、午前9時40分頃に行いました。

願い出地の現況は、山林となっております。

現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 番号1番について、事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号1番について補足します。

願い出地は、農用地区域内の農地ではありますが、担当課との調整が済み、農用地区域からの除外が可能であるとの回答がありましたので、非農地相当として問題ないと思われま

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。

番号2番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員

議案第4号、番号2番について報告します。

非農地判断の願い出です。

願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、JR 那須塩原駅より北西へ約700メートルに位置しています。

願い出地は、井戸として使われております。

周囲を宅地に囲まれた狭小な土地であり、願い出地を農地として復元しても継続して利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については非農地とすることに決しました。

議長

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第5号について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書12ページから65ページが「利用権設定関係」の案件で175件、合計面積は、1,635,779.43平方メートルとなります。この内41ページから65ページの106件、623,652平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて66ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、19,881平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

議長  
戸山局長補佐

異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

議案6号につきまして 御説明いたします。

本案は、毎年目標の設定等を行っているもので、令和5年度の活動計画です。

本計画は、昨年度末の農林水産省経営局長通知により、令和4年度から3月末までに目標設定を完了し、4月末までに公表を行う日程となりました。

それでは、70ページをご覧ください。

主に、令和5年度の目標値及び活動計画について、御説明いたします。

ローマ数字Ⅰ 農業委員会の状況です。

1、農業委員会の現在の体制で、農業委員及び、農地利用最適化推進委員の任期と人数の区分等になります。

次に、2、農家・農地等の概要です。

直近の農林業センサスからの数値及び、県へ報告した令和4年度の最終集計値となります。

71ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱ 最適化活動の目標です。

1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積のうち、②目標をご覧ください。目標年度の令和13年度に70パーセントの集積率を目標としておりますので、目標とする集積面積は、前年度と比べ100ヘクタールの増、5,857ヘクタールです。

課題として、農地の貸し手・受け手の把握、農地のマッチングの推進などが必要と考慮されております。

次に、中段(2)遊休農地の解消をご覧ください。

①現状と課題は、「直近の利用状況調査より判明した遊休農地の現状」で、「農家の高齢化や後継者不足により遊休農地を解消する面積よりも新規発生や再発生する面積が多くなる年があり、なかなか減少しない。」などが課題です。

②目標は、ア「既存遊休農地の解消」 イ「新規発生遊休農地の解消」の目標値で、昨年度目標とほぼ同等です。

72ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進です。

①現状及び課題では、令和4年度に2経営体が新規参入になりました。

②目標では、表中の年度が平成28年度から30年度と固定でしたが、直近の3年間に変更となりました。

中段、2最適化活動の活動目標をご覧ください。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。

国の基本的な考え方として、「農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があるため、最適化活動の目標を設定する」とあり、その1つとして、月の活動日数の目標設定があります。日常的な活動も含め、活動記録簿に記録することにより、活動の透明性を図る狙いです。

目標は、本年の実績日数を超える日数を目標とすることとなっており「1人当たりの活動日

数は、月9日」を目標とします。

(2) 活動強化月間の設定目標をご覧ください。

強化月間の設定は、農閑期・農業者年金強化月間と同じ期間で、令和4年度に引き続き3回とし、活動月を11月から翌年1月とします。

(3) 新規参入相談会への参加目標をご覧ください。

令和4年度に引き続き、那須農業振興事務所が管轄する「那須地域就農支援相談会」などへの参加を盛り込みました。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださるよう、お願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 今回は会長専決処分に該当する案件はありませんでした。以上です。

議長 報告が終わりました。

該当案件はありませんので、報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 それでは、本日追加で配付いたしました報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、2月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

73ページを御覧ください。

2月は、相続を原因とした権利移動の届出を7件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

議長 次に、報告第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の廃止について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 報告第3号について、ご説明いたします。

報告第3号の追加資料74ページから75ページをご覧ください。

農地法第3条の許可基準に、農地取得後の耕作面積の合計を50アール以上とする下限面積要件が規定されていましたが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律第5条の規定により、この下限面積要件が廃止されることになりました。

那須塩原市では、地域の実情に合わせて一部地域について下限面積の基準を引き下げる「別段の面積」を設定し公示していますが、今般の農地法改正による下限面積要件の廃止に伴い、当該「別段の面積」の公示は改正法施行日の令和5年4月1日をもって効力が失われます。農地の権利取得予定者等の誤解を招かないようにするため、当該「別段の面積」の公示を廃止する旨を、那塩農委告示第246号により公示することをご報告いたします。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただき ありがとうございます。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第33回総会を閉会いたします。



本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

6番

---

議席番号

7番

---